

奈良市議会政務活動費の交付に関する規程 新旧対照表

現行	改正案
<p>(会計帳簿等の整理保管)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた議員及び会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類____を整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならぬ。</p>	<p>(会計帳簿等の整理保管)</p> <p>第6条 政務活動費の交付を受けた議員及び会派の経理責任者は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類の写しを整理し、これらの書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限の日から起算して5年を経過する日まで保管するように努めるものとする。</p>